

神戸市家庭的保育事業等指導監査要綱

平成 28 年 12 月 22 日

こども家庭局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 17、その他関係法令等の規定に基づき、法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等が関係法令、通知等を遵守し、適正な運営を確保しているか否かについて指導監査を行うことによって、適正な事業所運営及び児童の適切な処遇を確保することを目的とする。

(指導監査対象)

第 2 条 この要綱による指導監査は、市所管の家庭的保育事業等に係る事業所（以下「事業所」という。）に対して行う。

(指導監査方針等)

第 3 条 指導監査は、国から示される監査指針等を基本として、指導監査方針及び指導監査基準を定めて実施する。

2 指導監査基準については、別に定める。

3 指導監査を適切に実施するため、年度当初に次に掲げる事項を定める。

(1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査方針

(2) 事業所の実情を考慮しその運営の支障とならないよう配慮しつつ前号の指導監査方針等を踏まえた指導監査実施計画

(指導監査の種類)

第 4 条 指導監査の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般指導監査 指導監査方針を踏まえて策定する指導監査実施計画に基づいて実施する。

(2) 特別指導監査 次のいずれかに該当する場合に、特定の指導監査事項を定め重点的又は改善が図れるまで継続的に実施する。

イ 事業所が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該事業所の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

ロ 地域型保育給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき。

ハ 度重なる一般指導監査によっても改善の措置が認められないとき。

ニ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

ホ 死亡事故等の重大事故（死亡事故、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。）が発生したとき又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められるとき（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断したとき等も含む。）。

（指導監査の方法）

第 5 条 一般指導監査は、指導監査実施計画に基づき、原則として実地監査により毎年 1 回実施するものとするが、指導監査の方法については、監査対象の事業所の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行う。

（一般指導監査の実施）

第 6 条 一般指導監査の実施に当たっては、指導監査実施計画に基づき事業所に対し、監査実施日、監査に当たる職員（以下「監査職員」という。）の氏名その他必要な事項をあらかじめ、文書で通知する。

- 2 一般指導監査の実施に当たっては、当該事業所に対し、監査事前提出資料のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める。
- 3 一般指導監査は、原則として、係長職以上の職にある者を含む 2 名以上の職員をもって編成する監査班によって行う。
- 4 一般指導監査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。
- 5 一般指導監査に際しては、事業所の関係職員等の立会いを求め、必要に応じて関係行政機関の立会いを求める。
- 6 一般指導監査に際しては、監査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（特別指導監査の実施）

第 7 条 特別指導監査は、その準備から監査の進め方等について、次の各号に配慮し一般指導監査に準じ実施する。

- （1）特別指導監査の実施にあたっては、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、特別指導監査の目的、効果、重要性・緊急性の状況等を勘案し、監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。
- （2）特別指導監査の体制は、原則として課長職以上の職にある者を長として編成することとする。
- （3）特別指導監査の目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- （4）特別指導監査の長は、監査終了後、その概況を上司に報告し、必要に応じ関係行政

機関と協議する。

(監査結果の講評等)

第 8 条 監査職員は、一般指導監査終了後、事業所の関係職員等の出席を求めて、監査結果について講評を行い、改善を要する事項について口頭で指示する。

- 2 監査職員は、一般指導監査終了後、速やかに、指導監査事項報告書により監査結果を復命しなければならない。

(監査結果に関する通知等)

第 9 条 一般指導監査の結果、是正又は改善を要する事項（軽微なものは除く。）は、その内容及び改善方法を文書により、速やかに事業所等の長に対して通知する。

- 2 前項の規定による通知事項に対する是正又は改善の状況については、期限を付して報告を求める。その際、報告の期限は、文書による通知の日から起算して概ね 45 日を目途とする。
- 3 改善報告が期限を過ぎても提出されない場合又は報告の内容が不十分な場合には、必要に応じて監査職員を派遣し、その状況を確認する。それにもかかわらず改善措置がなされないものについては、特別指導監査を実施する。

(行政処分等)

第 10 条 特別指導監査等において、事業所の経営等に重大な支障が生じていると認められるにもかかわらず、是正の措置が速やかに講じられないときは、必要に応じ各法令に定める手続きを経て、行政処分等を行う。

- 2 行政処分を行う場合は、事業所等の長に対して、予め書面をもって弁明すべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 特別指導監査において、児童の処遇に重大な影響が及んでいるなど緊急を要する場合には、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、直ちに法令に基づく行政処分の手続きを進めることができる。

(指導監査結果の活用)

第 11 条 指導監査等の結果は、適宜集約し、運営に資するため関係行政機関に提供する。

(指導監査情報の開示等)

第 12 条 指導監査等に関する情報は、事業所等によって提供される保育の質の向上及び児童の保護に資するために、個人情報など法令により非公開とされている場合を除き、その提供に努める。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。